

令和 年 月 日

保護者 様

甲斐市立玉幡中学校

校長 樋川 和之

出席停止について

学校保健安全法に規定された感染症にかかった場合、学校は出席停止になります。この措置は、お子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の生徒への感染を防ぐためのものです。この期間は欠席になりませんので、医師から登校の許可が出るまで自宅で療養してください。なお、回復して登校する際は、下の内容を医師に記入していただき、学級担任に提出してください。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は別様式となりますのでご注意ください。

百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症については感染症の種類や発生状況を考慮の上、学校側で出席停止措置を判断します。

甲斐市立玉幡中学校

_____年 _____組 生徒氏名 _____

診 断 名 _____

出席停止期間（令和 _____年 _____月 _____日 ～ 令和 _____年 _____月 _____日）

感染のおそれなくなりましたので、登校を許可します。

令和 _____年 _____月 _____日

医 師 名

印